

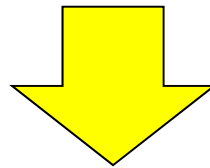
(参考資料)

1. PFIの概要		28
2. 最近の動向		
・PFI事業の実施状況		34
・PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプラン		37
・ガイドライン		40
・民間提案制度		41
・公共施設等運営事業		42
・株式会社民間資金等活用事業推進機構		44
3. PPP/PFI事業に係る地方公共団体支援		47

PFI(民間資金等活用事業)

PFI (Private Finance Initiative)とは

- 公共施設等の建設、維持管理、運営等に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより、同一水準のサービスをより安く、又は、同一価格でより上質のサービスを提供する手法。
- 「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(PFI法)に基づき実施。



- 民間の資金、ノウハウ等の活用により、公共施設等の整備等にかかるコストの縮減。

- 国・地方とも財政状況の厳しい中で、真に必要な社会資本整備を公的資金のみでなく、民間の資金やノウハウを活用することにより効率的に進め、経済活性化及び経済成長を実現。

PFI法の概要

(民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号))

目的(第1条)

民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して公共施設等の整備等の促進を図るための措置を講ずること等により、効率的かつ効果的に社会資本を整備するとともに、国民に対する低廉かつ良好なサービスの提供を確保し、もって国民経済の健全な発展に寄与する

対象施設(公共施設等)(第2条)

- 公共施設(道路、鉄道、港湾、空港、河川、公園等)
- 公用施設(庁舎、宿舍等)
- 賃貸住宅及び公益的施設(教育文化施設、廃棄物処理施設、医療施設、社会福祉施設、駐車場等)
- 情報通信施設、熱供給施設、研究施設等
- 船舶、航空機、人工衛星等

公共施設等の管理者等(第2条)

- 各省各庁の長(衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官、会計検査院長含む)
- 地方公共団体の長
- 独立行政法人、特殊法人その他の公共法人

基本方針(第4条)

特定事業の実施に関する基本的な方針(閣議決定)

株式会社民間資金等活用事業推進機構(第31条～第67条)

利用料金を自らの収入として徴収する公共施設等の整備等に対して出融資等を実施

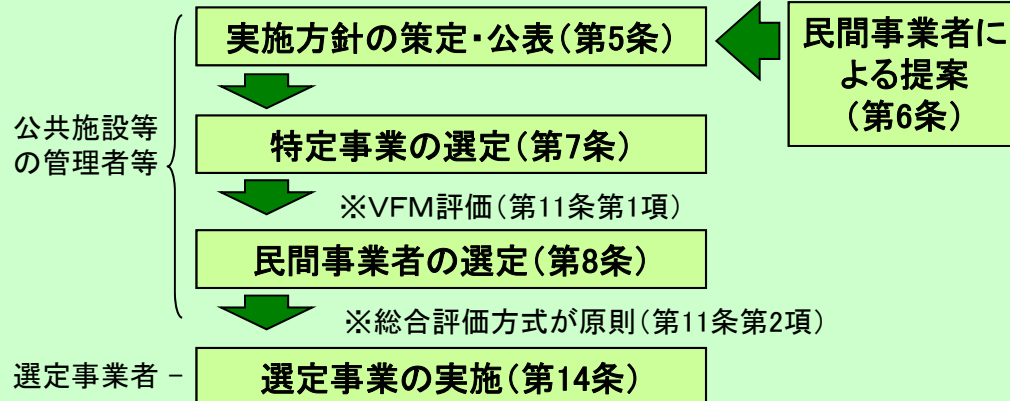
PFI推進会議(第81条)

会長:内閣総理大臣 委員:国務大臣
基本方針の案の作成、関係行政機関相互の調整

PFI推進委員会(第83条)

委員:学識経験者から内閣総理大臣が任命(9名)
基本方針の審議、PFIの実施状況の調査審議

事業の実施



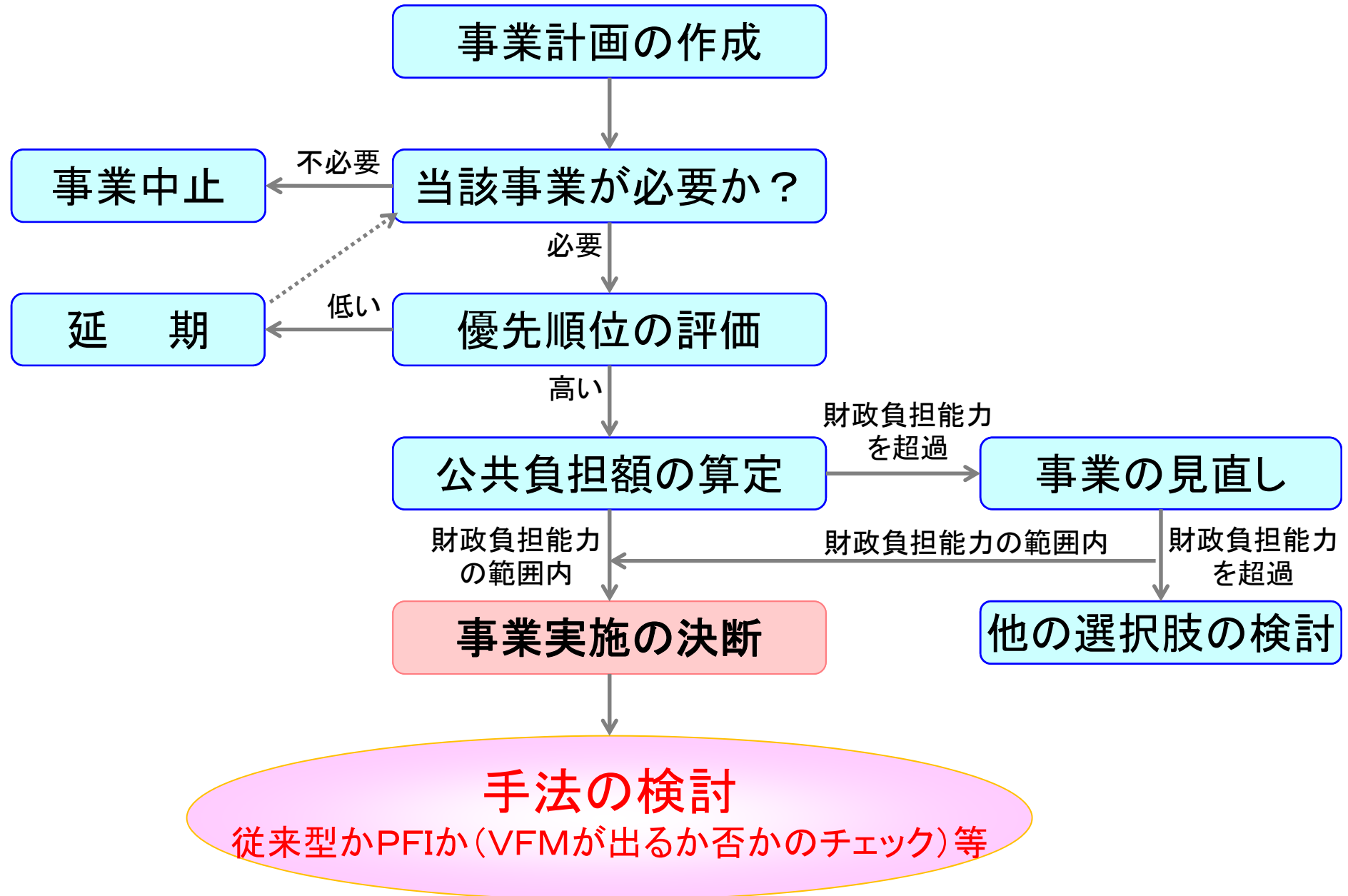
公共施設等運営権方式(第16条)

利用料金の徴収を行う公共施設等について、施設の所有権を公共施設等の管理者等が有したまま、運営権を民間事業者に設定する方式

支援措置等

- 国の債務負担5年→30年(第68条)
- 行政財産の貸付け(第69条、第70条)
PFI事業に供するため、国・地方の行政財産(土地・建物等)の貸付けが可能。
- 国公有財産の無償使用等(第71条)
PFI事業に供するため、国公有財産の無償・低廉な対価での使用が可能。

PFIに至る判断プロセス



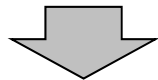
VFMとは

VFM (Value For Money)

支払に対するサービスの価値
VFMの最大化がPFI事業の目的の一つ

VFMがある(出る)

公共がサービスを直接提供するよりも、
民間に委ねた方が効率的

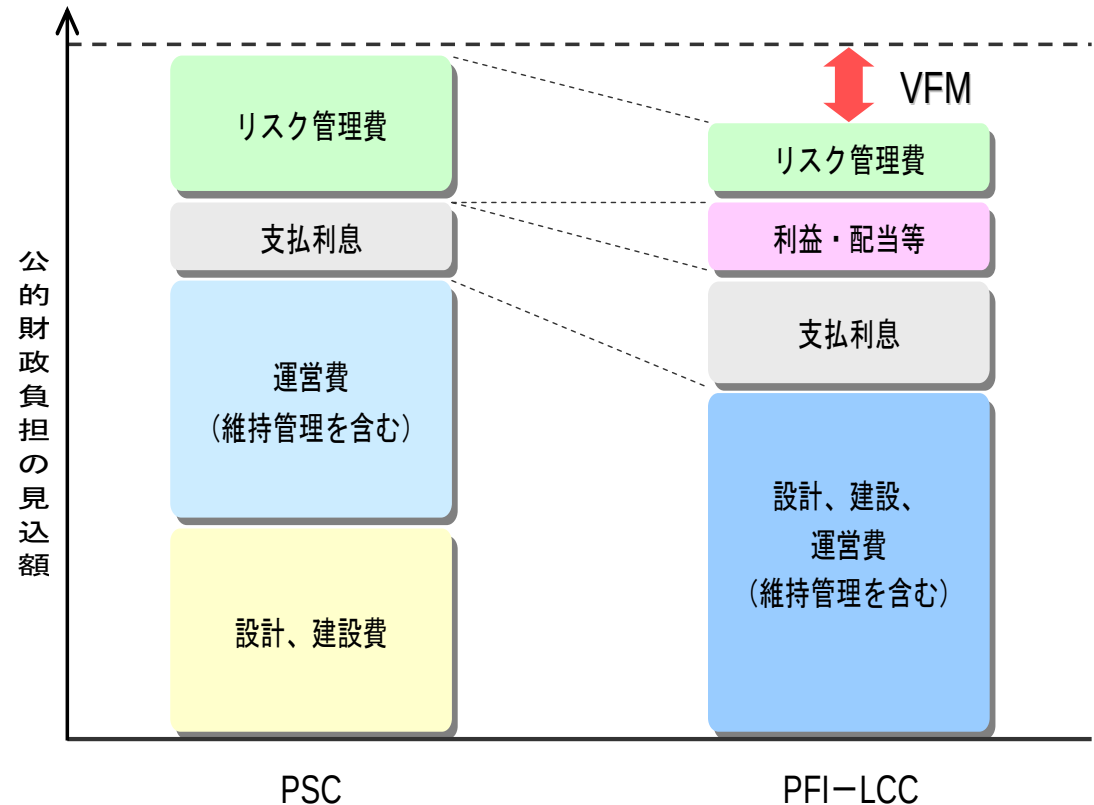


同一水準のサービスをより安く
同一価格でより上質のサービスを

VFMの源泉

- ① 性能発注
- ② リスクの最適配分
- ③ 業績連動支払い
- ④ 競争原理

同一の公共サービスの提供水準の下で
評価する場合



(公共自ら実施)

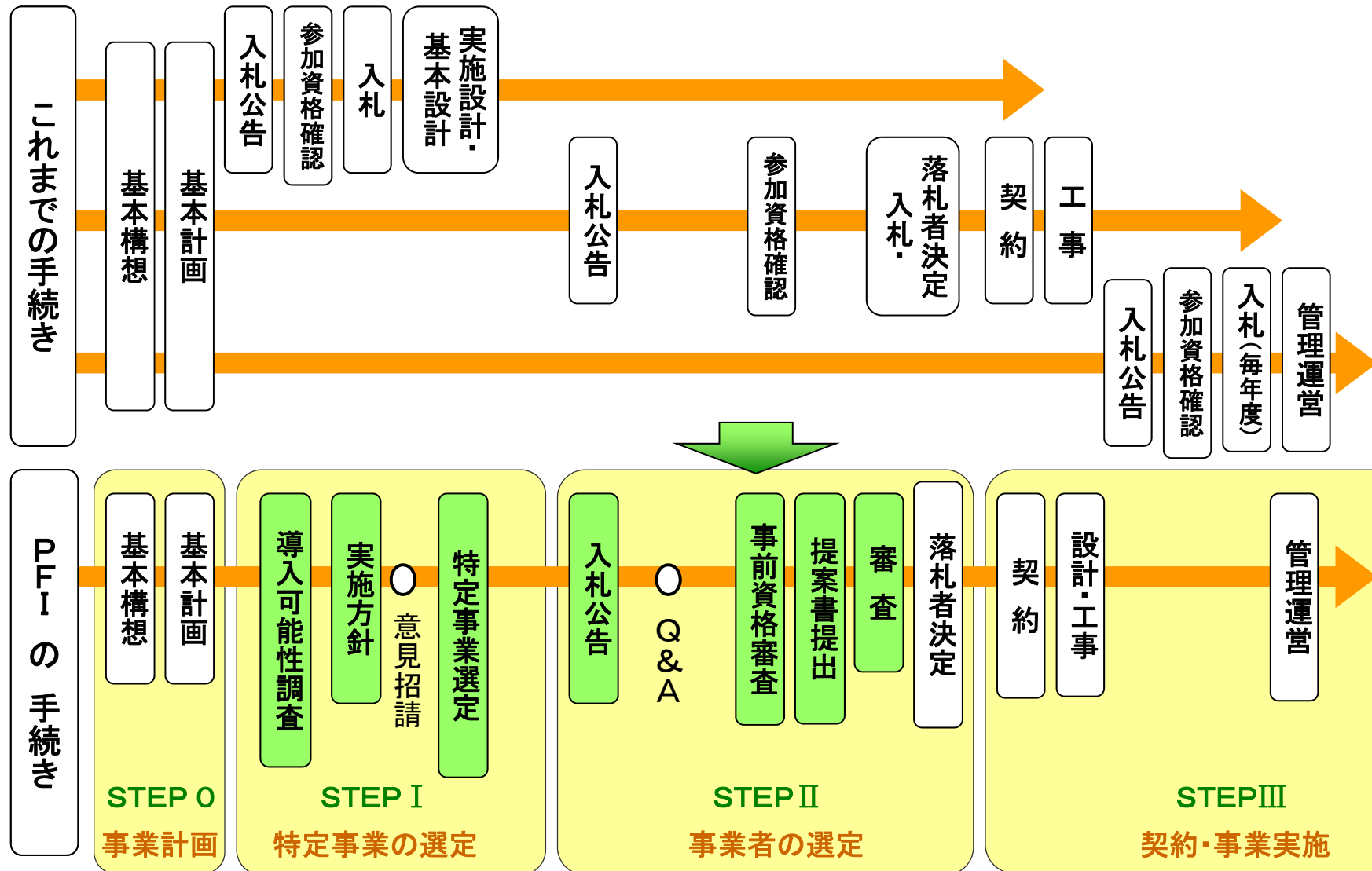
(PFI事業として実施)

※LCC: 設計・建設費、事業期間中の維持管理費・運営費等事業に関わるすべての費用(ライフサイクルコスト)

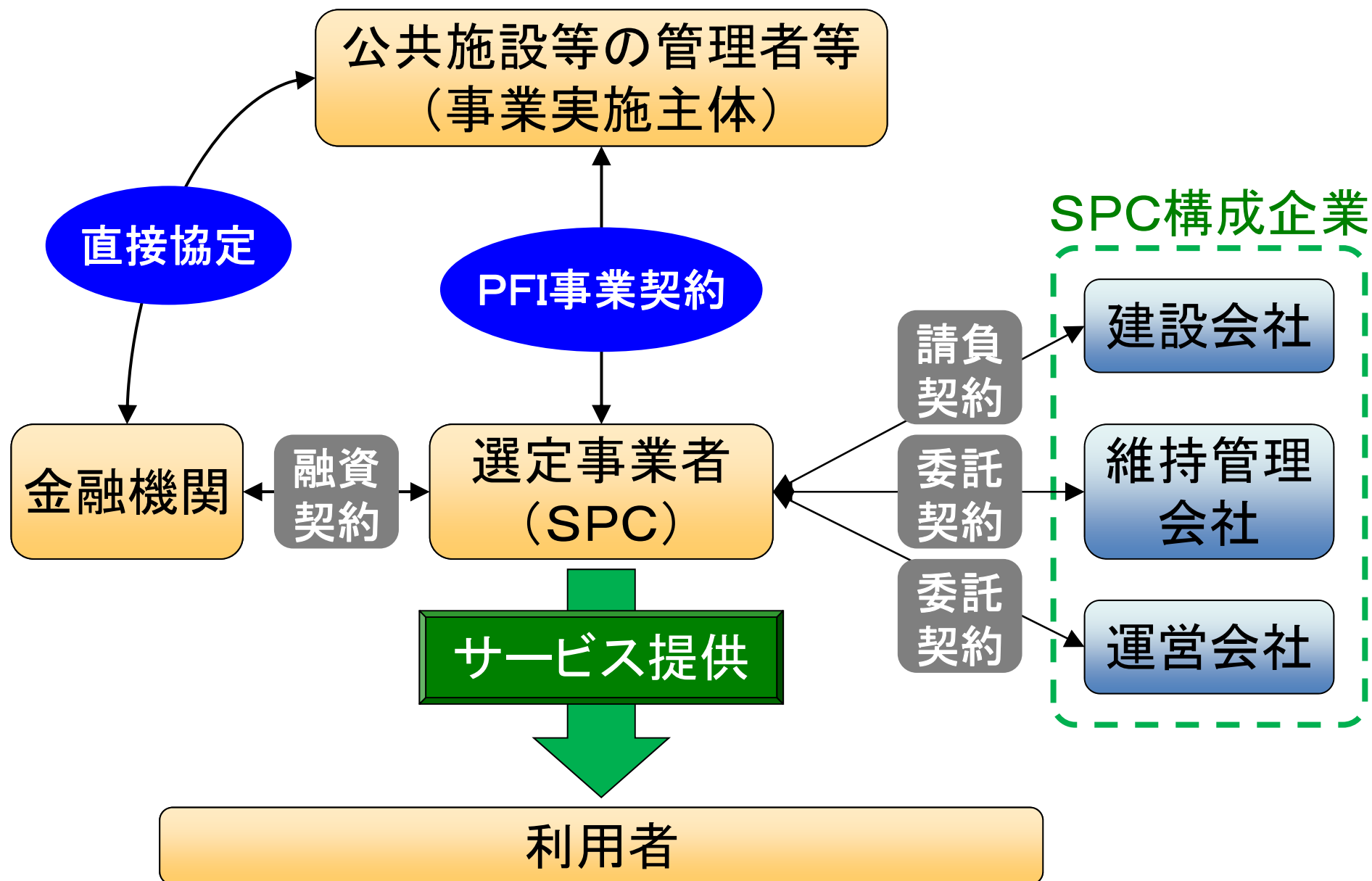
※PSC: 公共自らが実施する場合の事業期間全体を通じた公的財政負担の見込額の現在価値

※PFI-LCC: PFI事業として実施する場合の事業期間全体を通じた公的財政負担の見込額の現在価値

PFIのプロセス

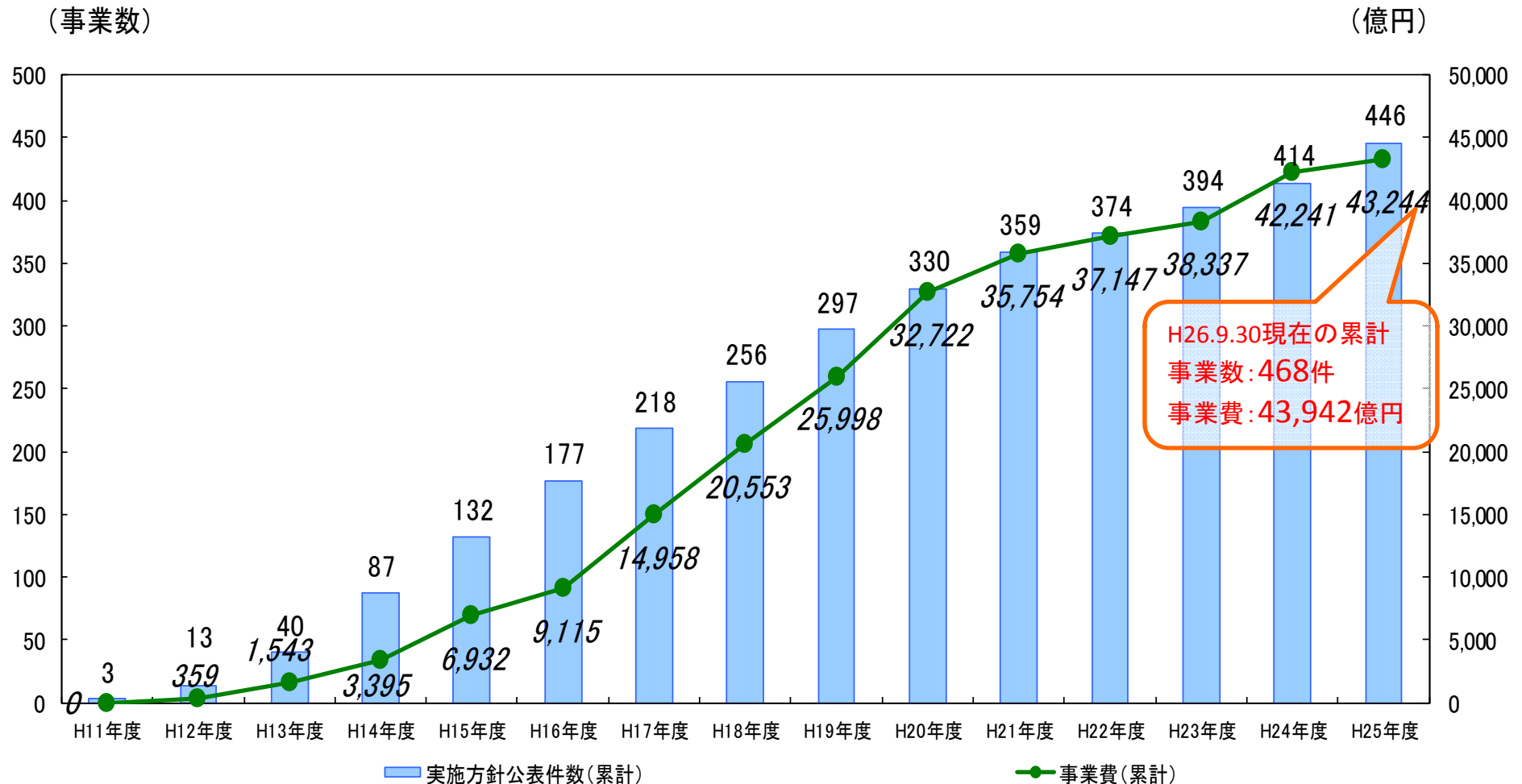


PFIの一般的な事業スキーム



PFI事業の実施状況

事業数及び事業費の推移(累計) (平成26年9月30日現在)



(注1) 事業数は、内閣府調査により実施方針の公表を把握している事業の数であり、サービス提供期間中に契約解除又は廃止した事業及び実施方針公表以降に事業を断念しサービスの提供に及んでいない事業は含んでいない。

(注2) 事業費は、実施方針を公表した事業のうち、事業者選定により公共負担額が決定した事業の当初契約金額であり、内閣府調査において把握しているものの合計額。

(注3) グラフ中の事業費は、億円単位未満を四捨五入した数値。

PFI事業の実施状況

分野別実施方針公表件数

(平成26年9月30日現在)

分 野	事業主体別			合計
	国	地方	その他	
教育と文化(文教施設、文化施設 等)	2	117	37	150
生活と福祉(福祉施設 等)	0	22	0	20
健康と環境(医療施設、廃棄物処理施設、斎場 等)	0	77	3	78
産業(観光施設、農業振興施設 等)	0	14	0	14
まちづくり(道路、公園、下水道施設、港湾施設 等)	10	59	0	56
安心(警察施設、消防施設、行刑施設 等)	8	15	0	23
庁舎と宿舎(事務庁舎、公務員宿舎 等)	41	12	2	53
その他(複合施設 等)	6	43	0	46
合 計	67	359	42	468

(注1) サービス提供期間中に契約解除又は廃止した事業及び実施方針公表以降に事業を断念しサービスの提供に及んでいない事業は含んでいない。

PFI事業の実施状況

都道府県別実施方針公表件数

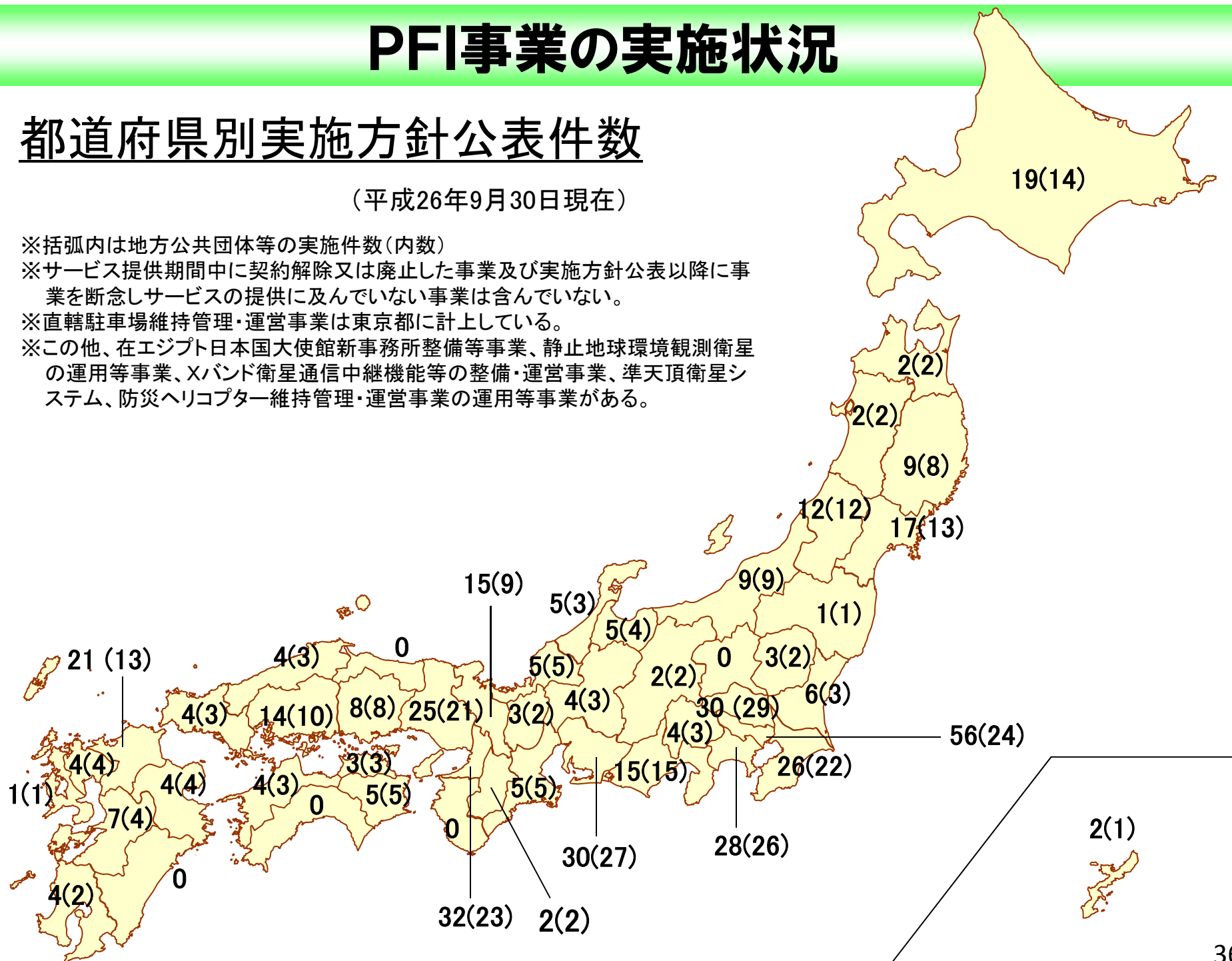
(平成26年9月30日現在)

※括弧内は地方公共団体等の実施件数(内数)

※サービス提供期間中に契約解除又は廃止した事業及び実施方針公表以降に事業を断念しサービスの提供に及んでいない事業は含んでいない。

※直轄駐車場維持管理・運営事業は東京都に計上している。

※この他、在エジプト日本国大使館新事務所整備等事業、静止地球環境観測衛星の運用等事業、Xバンド衛星通信中継機能等の整備・運営事業、準天頂衛星システム、防災ヘリコプター維持管理・運営事業の運用等事業がある。



PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプラン(概要)

◆平成25年6月6日民間資金等活用事業推進会議決定

民間と地域の双方にとって魅力的なPPP/PFI事業として、今後10年間(平成25～34年)で12兆円規模に及ぶ下記の類型による事業を重点的に推進することとし、目指す類型ごとの事業規模及びその推進のための具体的取組は、下記のとおり。

(1)公共施設等運営権制度を活用したPFI事業 : 2～3兆円

＜具体的取組＞

- 空港、上下水道事業における運営権制度の積極的導入 等

(2)収益施設の併設・活用など事業収入等で費用を回収するPFI事業等 : 3～4兆円

＜具体的取組＞

- 高速道路(特に大規模改修が必要な首都高)など、公共施設の維持・更新にPPP的手法の導入検討 等

(3)公的不動産の有効活用など民間の提案を活かしたPPP事業 : 2兆円

＜具体的取組＞

- 民間提案に係るガイドラインの発出や提案窓口の整備
- 政府横断的な案件形成支援のため、英国のInfrastructure UKを参考とした官民連携体制の構築 等

(4)その他の事業類型(維持管理・更新等における業績連動の導入、複数施設の包括化等) : 3兆円

10～12
兆円[※]

※事業規模目標については、民間の提案、イニチアチブを最大限尊重することから、具体の事業計画を精緻に積み上げたものではなく、各府省による取組の推進やインフラ投資市場の活性化等が図られることを前提に、官民で共有すべきものとして設定したものである。

集中強化期間の取組方針

◆平成26年6月16日民間資金等活用事業推進会議決定

「PPP／PFIの抜本改革に向けたアクションプラン」の取組を加速化し、地域における事業機会の創出や効率的なインフラ運営、サービスの向上、さらには、民間投資の喚起による経済成長を実現するため、公共施設等運営権方式について、集中強化期間・重点分野・数値目標を設定し、アクションプランの事業規模目標（10年間で2～3兆円）を前倒しし、政府一体となって取り組む。

○ 重点分野及び数値目標

集中強化期間

向こう3年間（平成26年度から28年度）

重点分野

空港、水道、下水道、道路

数値目標

(1)事業規模目標 : 2～3兆円（今後10年間の目標を前倒し）
(2)事業件数目標 : 空港6件 水道6件 下水道6件 道路1件

○ 重点的な取組

【事業環境の整備等】

- ・ 関空・伊丹空港及び仙台空港に係る公共施設等運営権の設定による事業の着実な実施
- ・ 地方道路公社の有料道路事業における公共施設等運営権方式の導入に向けた法制上の措置 等

【地域への支援等】

- ・ 地方公共団体への働きかけ等による制度趣旨の理解や事業推進に向けた機運の醸成
- ・ 地方公共団体が行う公共施設等運営権方式の準備事業等に関する負担についての支援のあり方の検討
- ・ 地域企業のノウハウ習得や地域人材の育成に向けた、地域プラットフォームの形成促進
- ・ 事業遂行力向上のための地方公共団体間ネットワークの創出 等

※ 事業規模目標は、民間の提案、イニシアチブを最大限尊重することから、具体の事業計画を精緻に積み上げたものではなく、各府省による取組の推進やインフラ投資市場の活性化等が図られることを前提に、官民で共有するべきものとして設定。
※ 事業件数目標は、地方公共団体が事業主体であること等を踏まえ、個別案件の状況を斟酌しつつ、事業実施の決定に至る前の段階の案件についても対象とすることとし、①集中強化期間に実施契約を締結する予定の案件、②実施方針公表段階となる予定の案件のほか、③事業実施に向けて具体的な検討を行っている段階の案件を対象。

アクションプラン及び集中強化期間の取組方針の進捗状況

【KPI】

今後10年間(2013～2022年)でPPP/PFIの事業規模を12兆円に拡大する(2012年度まで4.2兆円(2014年3月時点の数値))。このうち、公共施設等運営権方式を活用したPFI事業については、2022年までの10年間で2～3兆円としている目標を2016年度末までの集中強化期間に前倒しする。

【進捗状況】

2013年度のPPP/PFIの事業規模は、2,289億円(暫定値)。

(注)上記事業規模は、内閣府調査により把握している事業について公表されたデータ等を元に推計したものである。従って、今後変更が生じる場合がある。

ガイドライン

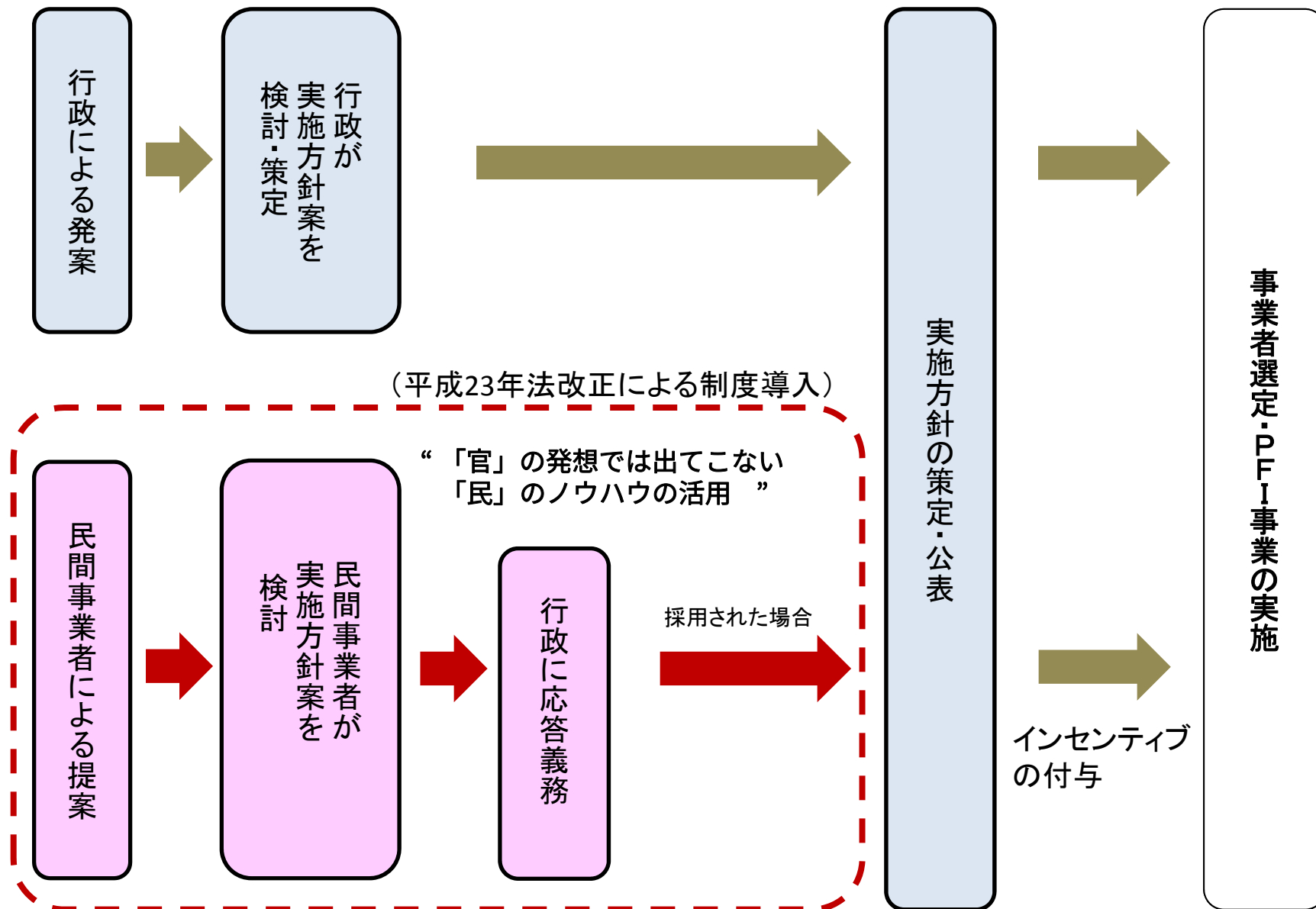
ガイドラインとは

制度の趣旨、手続の概要、契約における主な規定内容、留意点等についての実務上の指針をとりまとめたもの

ガイドライン一覧

- ① PFI事業実施プロセスに関するガイドライン
- ② PFI事業におけるリスク分担等に関するガイドライン
- ③ VFM(Value For Money)に関するガイドライン
- ④ 契約に関するガイドライン
- ⑤ モニタリングに関するガイドライン
- ⑥ 公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン

民間提案制度



公共施設等運営事業

公共施設等運営権

管理者等が有する施設所有権のうち、公共施設等を運営して利用料金を収受する（収益を得る）権利を切り出したもの

公共施設等運営事業

①公的主体が所有権を有している施設であり、

- ・既存施設のみでなく、新設して公的主体に所有権を移転する場合も該当
- ・施設の敷地の所有権まで有する必要はない

②利用料金を徴収する施設について、

- ・独立採算型等であることが必要

③運営等を行い、利用料金を自らの収入として収受する事業

- ・施設を運営・維持管理することは含まれるが、建設は含まれない
- ・施設を新設する場合には、通常のPFI事業で民間事業者が建設を行った後に、当該事業者運営権を設定することが想定

公共施設等運営権の活用が想定される事業

関西国際空港・大阪国際空港

- 可能な限り速やかに(早ければ2014年度にも)公共施設等運営権の設定(いわゆるコンセッション方式によるPFI事業)を行うため、これに向けたマーケットサウンディング、仕組みの詳細検討、選考手続等の着実な実施。



【関西国際空港】



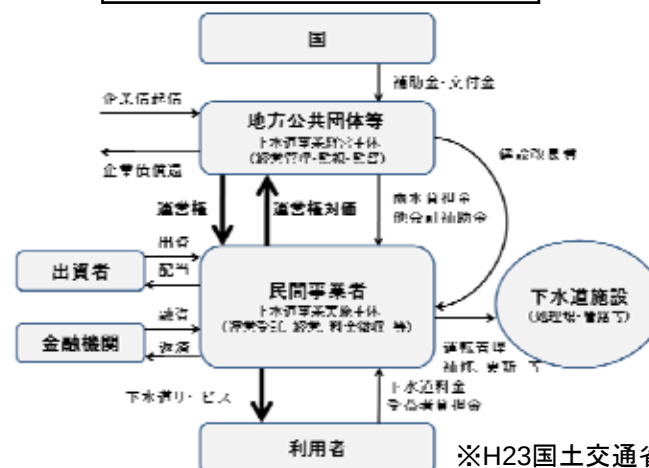
【大阪国際空港】

下水道事業



【下水処理場の例】

想定される事業スキーム※



※H23国土交通省官民連携事業の推進に関する検討調査において検討された事業スキーム

株式会社民間資金等活用事業推進機構①



民間資金等活用事業推進機構

Private Finance Initiative Promotion Corporation of Japan

商号

株式会社民間資金等活用事業推進機構

Private Finance Initiative Promotion Corporation of Japan

所在地

東京都千代田区大手町一丁目6番1号大手町ビル8階

設立

平成25年(2013年)10月7日

資本金

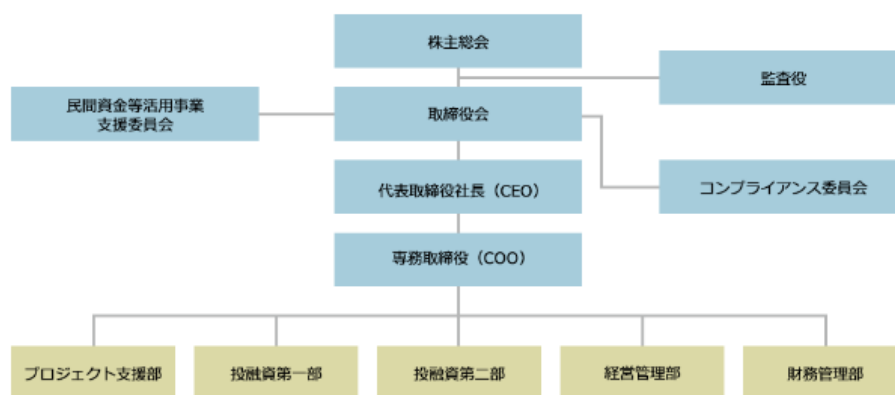
100億円(出資金額:政府100億円、民間100億円)

代表取締役社長

渡文明

役職員数

22名(平成27年2月末時点)



機構組織図(機構HPより引用)



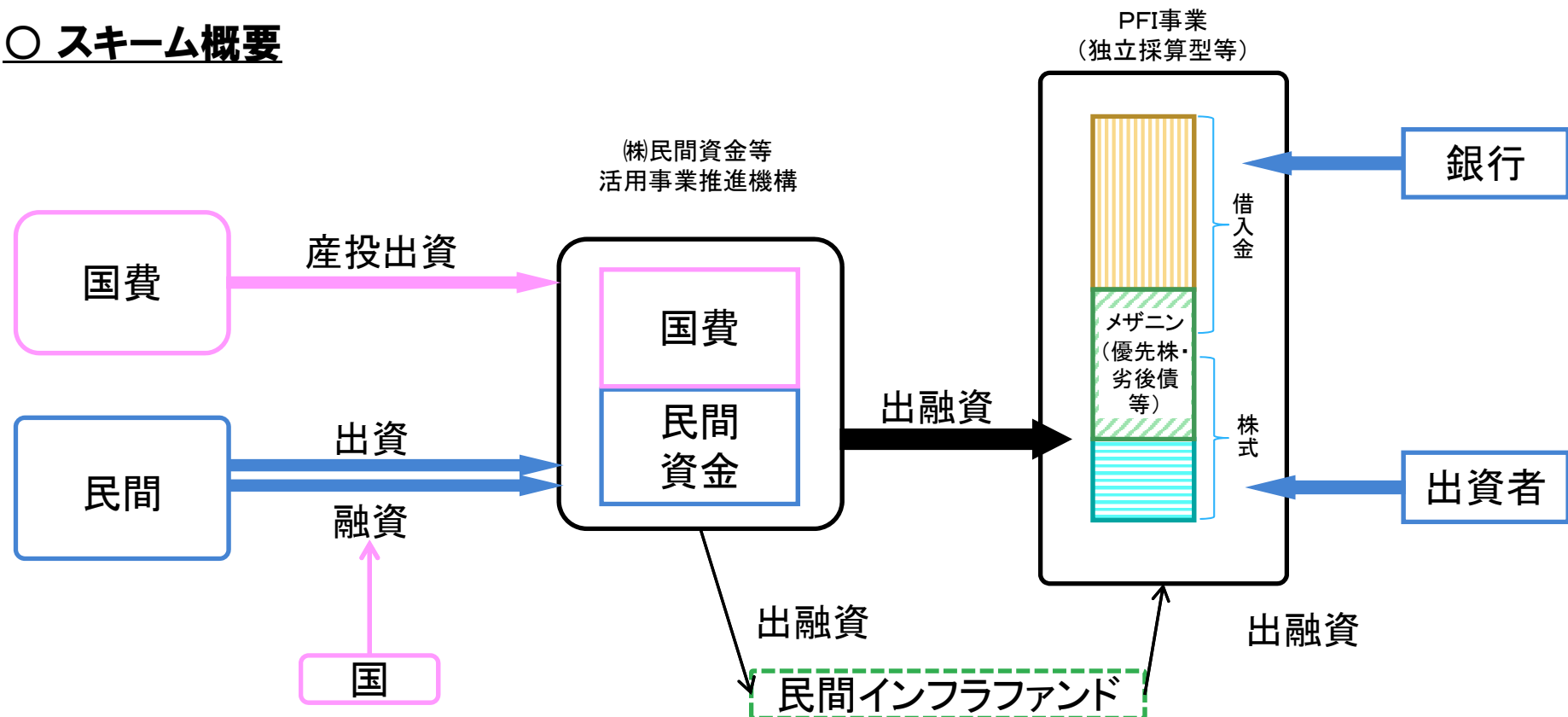
除幕式の様子(平成25年10月11日)

株式会社民間資金等活用事業推進機構②

○ 主な業務

- ・ 独立採算型等（コンセッション方式を含む）のPFI事業等に対する出融資（優先株・劣後債の取得等）。
- ・ PFI事業者等に対する専門家の派遣及び助言。

○ スキーム概要



- ※ 機構への支援委員会の設置や国による監督等により、ガバナンスを確保
- ※ 機構は15年間（平成40年3月末）を目途に業務を終了

機構の投資基準及び官民ファンドガイドライン

支援基準(公布・施行：10月4日)

出融資案件を決定するに当たって機構が従うべき基準であり、内閣総理大臣が定める。
(PFI法第53条第1項)

《支援対象となる個別の事業が満たすべき基準》

- ・ 公共性・公益性
- ・ 民間資金、経営能力、技術的能力の積極的活用
- ・ 収益面における出融資適合性
(民間金融機関等からの十分な資金供給がある、出融資を行う資金の回収の蓋然性が高い 等)

《出融資業務全体として機構が満たすべき事項》

- ・ 出融資業務全体としての長期収益性の確保
 - ・ 運用の透明性
 - ・ 個別出融資案件における民間金融機関等の補完
 - ・ 責任ある出融資執行体制の整備
- 等

《出融資手法に関する事項》

- ・ 民間金融機関等からの出融資の金額が原則として機構の出融資以上 等

官民ファンドの運営に係るガイドライン

(平成25年9月27日官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議決定)

官民ファンドが政策目的に沿って運営されるよう、官民ファンドの活動を評価、検証し、所要の措置を講じていくことを目的とした指針。機構の投資態度・決定過程やポートフォリオマネジメント、民間出資者の役割、監督官庁・出資者たる国とファンドの関係を規定。

PPP/PFI事業に係る地方公共団体支援

専門家派遣、相談窓口

案件形成支援・地域プラットフォーム形成支援

情報提供

支援(1) 専門家派遣、相談窓口

地方公共団体におけるPFI事業の活用を支援するため、地方公共団体からの要請に応じて、PFI専門家を派遣(平成25年度:34件、平成26年度:25件)。

また、内閣府PFI推進室に地方公共団体や民間からの相談等にワンストップで対応する窓口を設置。

専門家派遣実績

市民ホールを含む地域 活性化複合ビル建設	・PFIに関する基本的な事項についてアドバイスを希望 ・具体的には、①PFIとは、②当該事業を進めるうえでの課題や注意点、③PFI以外でどのような手法が考えられるか、など
市役所新庁舎建設	・PFIの導入実績が無いことから、初歩的な事項からアドバイスが欲しい ・具体的には、①先進事例、②従来方式との費用負担総額の比較方法やVFMについて、③庁舎建設にPFI方式を導入するかどうか検討するに当たり、留意すべきこと、など
学校給食センターの 更新整備	・学校給食センターPFIを検討するなかで、市長をはじめ、議会、市民(PTA)などの関係者の理解を深めることを目的に、PFIの制度概要などのレクを希望
公営住宅建て替え	①公営住宅建て替え事業の各段階における実務の進め方 ②コンサルタント導入の時期と方法 ③PFIの各種事業方式のメリット・デメリット



詳細につきましてはHP(<http://www8.cao.go.jp/pfi/hakenannai.html>)を御参照下さい。
連絡は内閣府 PFI推進室(TEL:03-6257-1655)まで

支援(2) 案件形成支援・地域プラットフォーム形成支援①

目的

PPP／PFIの推進に資する具体的な案件や取組を支援し、その成果を先進事例として公表し活用。

案件形成支援

アクションプランの推進に資する個別のPPP/PFI 事業について、ご応募いただいた地方公共団体等と連携を取りつつ、実施に向けた調査検討に対する支援を実施。

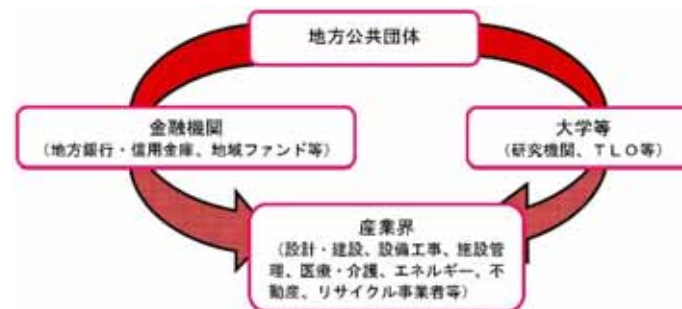
[支援対象とする案件]

- (1) 公共施設等運営権制度を活用したPFI事業
- (2) 収益施設の併設・活用など事業収入等で費用を回収するPFI事業等
- (3) 公的不動産の有効活用など民間の提案を活かしたPPP事業
- (4) その他の事業

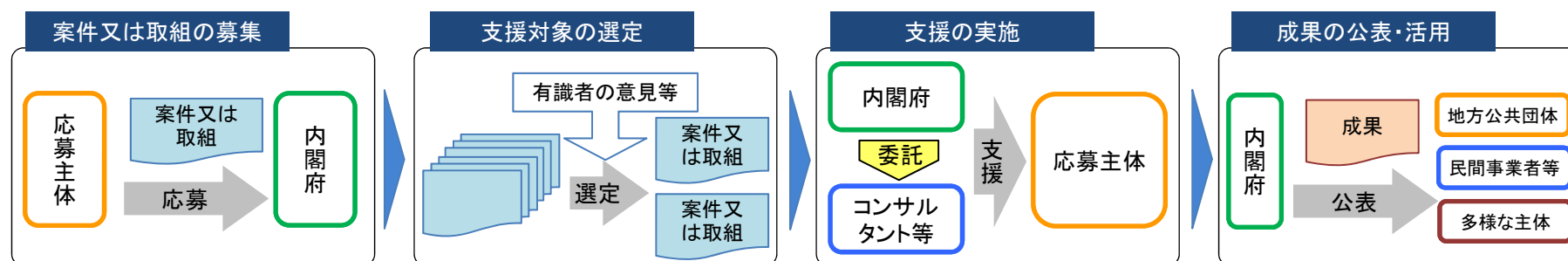
地域プラットフォーム形成支援

地域における官民連携のネットワークづくりやノウハウ共有を図るための基盤づくり等に関する取組への支援を実施。

[参考]地域プラットフォームのイメージ(例)



支援の流れ



平成27年度募集期間

平成27年3月17日(火)～平成27年4月24日(金) 18:00 必着

支援(2) 案件形成支援・地域プラットフォーム形成支援②

○過去の案件形成支援実績

地域にとって魅力や価値があるPFI事業の実施を検討しようとしている地方公共団体から具体的な案件を募集し、地方公共団体が行うPFI事業実施に向けた可能性調査の検討に対する支援を実施。

平成25年度支援事業

1. 茨城県高萩市 : 公共施設等運営権を活用した水道・工業用水道運営事業
2. 神奈川県鎌倉市 : 老朽化した公共施設の更新における民間資金活用による運営再構築事業
3. 愛知県名古屋市 : 資産の有効活用による収益事業等と一体となった公共施設等運営事業
4. 大阪府 : PPP組織を活用した地域再生事業
5. 大阪府大阪市 : 大規模地方公共団体における新たな運営形態による水道運営事業
6. 兵庫県神戸市 : 複数施設包括化及び機能複合化等に基づく社会福祉施設再整備・運営事業
7. 高知県 : 下水道・農業集落排水施設等における包括的管理・運営事業

平成26年度支援事業

1. 北海道網走市 : 地域振興を促す交流施設等の複合的整備・運営事業
2. 栃木県壬生町 : 建替えに併せて収益施設の導入を図る公共施設の再整備・運営事業
3. 東京都日野市 : 収益施設の併設・活用などによる歴史的建造物の保存・利活用事業
4. 神奈川県鎌倉市 : 複数施設の集約化及び余剰地の利活用を図る公営住宅等の整備・運営事業
5. 神奈川県三浦市 : 地域活性化に資する公的不動産の有効活用及び周辺施設の整備・運営事業
6. 岡山県真庭市 : 民間提案を活用した廃棄物処理機能の集約による公共施設の整備・運営事業



「地域プラットフォーム形成支援」については、平成27年度より募集を開始。

支援(3) 情報提供①

PFI事業の導入に向けた参考資料として、先行事例集や手引きなどの情報提供を実施。

内閣府 民間資金等活用事業推進室 (PFI 推進室)			
トピックス	新着情報	アクセス	初めての方はこちら
PFI導入支援ツール	PFI関連法令・ガイドライン等	サイトマップ	English page

PFIホームページ > 事例研究

[PFI推進委員会報告](#)

[マニュアルレポート](#)

[関係省庁連絡会議報告書](#)

[官民連携手引に関する関係省庁連絡協議会](#)

[日韓定期PFI推進交流会議](#)

[PFI World Tokyo Conference](#)

[地域経済活性化対策](#)

マニュアル

- 中小規模PFI事業の導入手引きに係る実施マニュアル(PDF形式:300KB)
- 中小規模PFI事業の導入手引きに係る実施マニュアル(2009版)(PDF形式:269KB)

先行事例集

- 合資事業における先行事例集(1) (PDF形式:109KB)
- PFI事業における先行事例集(2) (PDF形式:63KB)
- PFI事業における先行事例集(3) (PDF形式:82KB)

PFI事業導入の手引き

①基礎編

PFIってなに？PFIはじめの一歩。PFIの疑問や不安にお答えします。

②参考資料

関連書籍、事業のパンフレットを紹介しします。

③印刷用ファイル

PFIファイルのダウンロードができます。

④実務編

PFIを進めていく上で発生すると想定される課題をまとめました。

⑤用語集

PFIに関係する用語集です。

⑥PFIに関する問い合わせ先

⑦先行事例の紹介

いちはやくPFI事業を採用した地方公共団体の事例を紹介します。

⑧コラム

PFIについて、PFIに関するワンポイントコラムです。

⑨PFI事業導入の手引きについて

※Hinetcapeの場合：Hinetcape 7.1以降
内閣府 民間資金等活用事業推進室(PFI推進室)
[内閣府PFI推進室 トップ](#)

●マニュアル・先行事例集

内閣府 民間資金等活用事業推進室 (PFI 推進室)			
トピックス	新着情報	アクセス	初めての方はこちら
PFI導入支援ツール	PFI関連法令・ガイドライン等	サイトマップ	English page

PFIホームページ > 地方公共団体向けデータベース

[PFI推進委員会報告](#)

[マニュアルレポート](#)

[関係省庁連絡会議報告書](#)

[官民連携手引に関する関係省庁連絡協議会](#)

[日韓定期PFI推進交流会議](#)

このページでは、PFIに関する知見やノウハウについて広く情報共有を図ることを目的として、各地方公共団体が策定されたガイドラインや報告書等を掲載しております。
各地方公共団体におかれましては、趣旨をご理解の上、資料の提供等ご協力いただければ幸いです。

問合せ先：内閣府民間資金等活用事業推進室
電話：03-3581-9680,9681
FAX：03-3581-9682

報告書

- 山形県東根市
 - [PFI方式導入に関する検討結果等報告書\(PDF形式:294KB\)](#)
- 宮城県仙台市
 - [「PFI方式による公共サービスの安全性確保に関する調査検討報告書」\(外部リンク\)](#)
- 福岡県福岡市
 - [タラシ福岡の経営統括に関する調査検討報告書\(PDF形式:282KB\)](#)

ガイドライン

地方自治体が制定したガイドライン等へのリンク集です。

- [中部道府県による制定](#)
- [岐阜県による制定](#)
- [市町村による制定](#)

PFI事業の実施事例(概要)

- [先行事例紹介\(5\)](#)
- [先行事例紹介\(4\)](#)
- [先行事例紹介\(3\)](#)
- [先行事例紹介\(2\)](#)

PFI事業導入の手引き

●PFI事業導入の手引き

●地方公共団体向けデータベース

詳細については下記を御参照ください

- マニュアル・先行事例集: <http://www8.cao.go.jp/pfi/practice.html>
- PFI事業導入の手引き: <http://www8.cao.go.jp/pfi/tebiki/index.html>
- 地方公共団体向けデータベース: <http://www8.cao.go.jp/pfi/database.html>

支援(3) 情報提供②

PFIに関する様々な情報が、入手できます。ご参照ください。

- 内閣府 <http://www8.cao.go.jp/pfi/>
 - ・PFI法・基本方針・各種ガイドライン
 - ・民間資金等活用事業推進委員会、・支援措置 等
- PFI推進委員会 <http://www8.cao.go.jp/pfi/iinkai.html>
 - ・事業情報(全国のPFI事業の公表資料)等
- 国土交通省 <http://www.mlit.go.jp/>
(トップページ>組織別情報「総合政策」>PFI)
 - ・国土交通省におけるPFI推進の基本的な方針
 - ・国土交通省相談窓口、補助金の適用に関する国土交通省基本方針 等
- 文部科学省 <http://www.mext.go.jp/>
(トップページ>生涯学習・学校教育>文教施設施策>公立学校の施設整備)
 - ・複合化公立学校施設PFI事業のための手引書
 - ・公立学校施設整備におけるPFI活用の在り方について 等
- (財)地域総合整備財団 ふるさと財団 <http://www.furusato-zaidan.or.jp/>
 - ・PFIアドバイザー派遣情報、研修、講座、意見交換会の開催情報 等
- 自治体PFI推進センター <http://www.pficenter.jp/>
 - ・PFI推進事業の案内、PFIプロジェクト事例紹介・用語集・国内PFI事業検索
 - ・PFI支援制度、自治体方針・基本方針 等
- 日本PFI・PPP協会
 - ・セミナーの開催、事例紹介、書籍情報 等
- PFIインフォメーション
 - ・事業情報(全国のPFI事業の公表資料)、国・地方公共団体の動向(トピックス)・事業応募者情報
 - ・アドバイザー情報(受注情報)・実践施設(公共サービスが開始されている事業情報)・セミナー情報
 - ・提言・報告書・書籍紹介・販売 等

問い合わせ先

○ご質問等がございましたら、内閣府PFI室までお問い合わせください。

電話 : 03-6257-1655

HP : 下記アドレスから送信いただけます。

<https://www8.cao.go.jp/pfi/opinion.html>

○PFI法改正の条文、ガイドライン等は、内閣府PFI室HPからご覧になれます。

<http://www8.cao.go.jp/pfi/index.html>